

公益財団法人東京都農林水産振興財団

木の街並み創出事業実施要綱

平成 31 年 4 月 1 日付 31 農振財森第 71 号
一部改正 令和 2 年 9 月 29 日付 2 農振財森第 1061 号

(趣旨)

第 1 多摩地域はもとより日本各地の森林では、戦後植栽したスギやヒノキの人工林が利用の時期を迎えている。大消費地である東京での木材利用を拡大し、森林整備の促進につなげていく必要がある。

本事業は、民間施設（オフィスビルや商業施設等）において、都民の目に触れ接することができる、建築物の外壁や外構に広く木材の利用を進めることで、多摩産材等の普及と需要拡大を図ることを目的とする。

(支援の対象者)

第 2 支援の対象者は、都内に所在する、民間施設（オフィスビルや商業施設等）を運営する者とする。

(支援の対象物)

第 3 支援の対象物は、民間施設（オフィスビルや商業施設等）において、国産木材（うち多摩産材を 3 割以上使用すること）を活用した、以下に掲げるものとする。なお、支援対象物は都民などの目に触れることができるものであること。

(1) 外壁の木質化

(2) 外構（木塀、門扉、パーゴラ、ベンチ、デッキ等）の木質化

2 支援の対象事業の詳細は、別に定める。

(事業の内容)

第 4 事業の実施に当たっては、東京都と公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）とで出えん契約を締結した内容とする。

財団は、東京都からの出えん金を財源として、第 2 に規定する者が第 3 に規定する対象物を整備する場合に、必要経費の一部を補助する。

(推進支援体制等)

第 5 財団は、地域の実情に応じた円滑かつ適正な事業推進を図るため、東京都と連携し事業推進に努めるものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月21日から施行する。